

こども園こうほく風の遊育舎

管理運営規程

令和6年4月1日改訂版  
(利用定員変更)

社会福祉法人 風の遊育舎

社会福祉法人風の遊育舎 こども園こうほく風の遊育舎  
管理運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人風の遊育舎が設置する幼保連携型認定こども園の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 こども園こうほく風の遊育舎
- (2) 所在地 秋田市土崎港北六丁目1番33号

(施設の目的)

第2条 こども園こうほく風の遊育舎（以下「当園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第5条において「認定こども園法」という。）に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、園児の意思および人格を尊重して、常に園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(定義)

第4条 この管理運営規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する認定をいう。
- (2) 1号認定子ども 法第19条第1号に該当するとして、支給認定を受けた子どもをいう。
- (3) 2号認定子ども 法第19条第2号に該当するとして、支給認定を受けた子どもをいう。
- (4) 3号認定子ども 法第19条第3号に該当するとして、支給認定を受けた子どもをいう。

(提供する特定教育・保育の内容)

第5条 当園は、認定こども園法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第6条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭は、園長および副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 指導保育教諭 1人

指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善および充実のために必要な指導および助言を行う。

(5) 保育教諭 23人

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 栄養士 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 調理員 3人

調理員は、献立に基づく調理業務および食育に関する活動を行う。

(8) 園医 1人

(9) 園歯科医 1人

(10) 園薬剤師 1人

(11) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(学期)

第8条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日 まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第9条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子ども（1号認定子ども）に係る休業日

ア 日曜日

イ 土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 学年末休業（3月25日から3月31日まで）

オ 学年年始休業（4月1日から4月5日まで）

カ 夏季休業（7月20日から8月31日まで）

キ 冬季休業（12月20日から1月10日まで）

(2) 保育認定子ども（2号・3号認定子ども）に係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日および1月3日）

エ 年末休日（12月30日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要があるまたはやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第10条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。

2 当園の開園時間は、次のとおりとする。

月曜日から土曜日 午前7時00分から午後8時00分。

- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）および保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第11条 当園は、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を園児の保護者から徴収する。

2 当園は、第1項のほか、別記1に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別記2に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別記3に掲げる費用を徴収する。

第12条 法第27条第5項の規定により市町村が施設型給付費として支給認定保護者に支給すべき額は、当該支給認定保護者に代わり本園が受領するものとする。

（利用定員）

第13条 認定こども園法における認可定員は138名とし、子ども・子育て支援法における利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	3人	3人	4人	10人
2号・3号	20人	20人	20人	20人	21人	27人	128人
合計	20人	20人	20人	23人	24人	31人	138人

（入園許可）

第14条 教育標準時間認定子どもの入園は、園長がこれを許可する。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第15条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたときまたは保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(出願手続)

第16条 入園志望者は、所定の申込書に所要事項を記入の上、園長に提出しなければならない。

(入園手続)

第17条 入園の許可を受けた者は、別に指定する日までに、必要書類に入園料を添えて、入園手続をしなければならない。

2 園長は、前項に定める手続が指定する日までに行われなときは、入園許可を取り消すことができる。

(利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項)

第18条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 園児の保護者から退園または当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

(修了)

第19条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第20条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第21条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難および救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第22条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第23条 当園の職員および職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。



(苦情解決)

第24条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第25条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 苦情の内容等の記録

(4) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年(2019年)10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年(2019年)12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

<別記>

1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項 目	内容、負担を求める理由および目的	金 額
1号および2号認定の子どもに係る 主食代	1号および2号認定の子どもの場合、保育料に主食代が含まれていないが、家庭からご飯を持ってくる負担と衛生面を考慮して「当園」で提供するため。	月額 1,000 円
1号および2号認定の子どもに係る 副食費および おやつ代	1号および2号認定の子どもの場合、保育料に副食費とおやつ代が含まれていないことから、副食およびおやつの材料費を負担してもらうものである。	月額 4,500 円
お昼寝用マットの 使用料	「当園」では衛生面を考慮して園で所有管理をするビニールレザー製のお昼寝用マットを使用している。その購入および更新費用の一部として負担をお願いするものである。	月額 100 円
保育材料費	2号認定の子どもの場合、個人所有することで、物を大切にすることが育まれる。そのため「当園」では個人もちの保育材料を購入してもらっている。なお家庭に負担が発生する場合、必ず事前にその旨を保護者に伝え了解を得るものである。	年間 1,000 円程度
保育活動および 行事に係る費用等	バスや電車の利用、または入場料を伴う施設の利用に関し、実費を徴収することがある。なおこのような費用が発生する場合には、必ず事前に保護者の了解を得るものである。	実 費

## 2. 保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担

＜保育標準時間認定（利用可能な保育時間 11 時間）の場合＞

延長保育実施時間午後 6 時から午後 7 時までとなっており、この間に軽食を提供する。

【利用料】 1 回毎 300 円 月極め 3,000 円

※延長保育は月の利用回数が 10 回を超えても利用料の上限は 3,000 円である。

長時間延長保育実施時間午後 7 時から午後 8 時までとなっている。

【利用料】 1 回毎 300 円 月極めなし

※長時間延長保育については、10 回を超えた場合でも利用回数分を徴収するものである。

＜保育短時間認定（利用可能な保育時間 8 時間）の場合＞

「当園」で設定した保育短時間認定の方の保育時間は、午前 9 時から午後 5 時までとなっており、その時間を超えた際には延長保育料が発生するものである。

【利用料】 1 時間毎 300 円 月極め 3,000 円

※延長保育は 1 時間当たり月の利用回数が 10 回を超えても利用料の上限は 1 時間毎に 3,000 円となる。

## 3. 教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

預かり保育実施時間は、7 時から 9 時までと午後 2 時から午後 7 時までとなっており、この間午後 3 時半頃におやつと、午後 6 時過ぎに軽食を提供する。

【利用料】 7 時～ 9 時まで 1 回毎 300 円 月極め 3,000 円／時間

※この時間帯は、月の利用回数が 10 回を超えても利用料の上限は 3,000 円／時間となる。

【利用料】 14 時～ 19 時まで 1 回毎 700 円 月極め 7,000 円

※この時間帯は、月の利用回数が 10 回を超えても利用料の上限は 7,000 円となる。

また第 9 条（1）に定める休業日の預かり保育実施時間を午前 7 時から午後 7 時までと定め、この間午後 12 時頃に昼食、午後 3 時半頃におやつ、そして午後 6 時過ぎに軽食を提供する。

【利用料】 1 回毎 2,000 円

以上